

エコマーク商品類型 No. 140「飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装 Version1.13」
認定基準書【分類新設案】

A-2. 付け替え容器

公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

海洋プラスチックごみ汚染やマイクロプラスチックが生態系に与える影響が世界中で深刻な問題となっている。2015年12月の欧州委員会による「サーキュラー・エコノミー・パッケージ」の公表を契機に、今では身の回りで使用されるプラスチック製品(特にワンウェイ容器包装)の資源循環が国際的に重要な政策課題となっている。

日本では、家庭ごみの約6割が容器・包装廃棄物であり、プラスチック製容器包装が約4割を占めている。2019年5月に環境省から公表された「プラスチック資源循環戦略」では、ワンウェイの容器包装のリデュース等の徹底を行ったうえで、再生プラスチックや植物由来プラスチックもしくは紙等の再生可能資源への代替を促進するとしている。

今回の基準改定では、これまで分類 A として「詰め替え容器」の認定基準を設定していたが、詰め替えが適さない分野でのリデュースが進むように、新たに「付け替え容器」を追加した。

2. 適用範囲

本体容器の一部(スプレーまたはポンプなど)を繰り返し使用するために、本体容器に付け替える交換用の内容物を充填した容器を対象とする。なお、詰め替えとしても使用できることを消費者に製品ラベルなどで情報提供している付け替え容器にあつては、分類 A-1 の対象とする。付け替え容器が対応する本体容器については、4-1.(12).を満たす場合に限り、適用範囲に含める(セットで申し込むことができる)ものとする。ただし、エコマーク商品類型 No.112「文具・事務用品 Version2」などの他の商品類型で対象とする商品は除く。

3. 用語の定義

詰め替え使用	詰め替え容器に充填された内容物を本体に詰め替えて使用すること。
本体容器	内容物を充填した状態で販売され、その内容物を使用する期間中、容器として機能するもの。ただし同一の内容物を充填した付け替え製品があるものを指す。

外装	包装貨物の外部の包装で、物品もしくは包装物品を箱、袋、たる、缶などの容器に入れまたは無容器のまま結束し、記号、荷印などを施した材料、容器、または施した状態。二次包装ともいう。JIS Z 0108「包装用語」 本分類では、ブリスターパックおよび台紙、紙箱、シュリンクフィルム、プラスチック製の袋などを指す。
プラスチック	単一もしくは複数のポリマー材料と、特性付与のために配合された添加剤、充填材等からなる材料。
ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書および関連書類を提出すること。

4-1. 環境に関する共通基準と証明方法

(1) 付け替え容器は、a または b を満たすこと。

a) 付け替え容器(外装を含む)の重量が、本体容器(外装を含む)と比較して 40%以上削減されていること。

$$\text{削減率(\%)} = ([\text{本体容器の重量}] - [\text{付け替え容器の重量}]) / [\text{本体容器の重量}] \times 100$$

b) 付け替え容器(外装を含む)は、下表を満たすこと。または付け替え容器の内容量に関わらず、容器重量が 20g 以下であること。

表 1. 付け替え容器の重量

区分	内容物 1L(あるいは 1,000g)あたりの容器重量
プラスチック製容器包装	40g 以下
紙製容器包装	65g 以下

【証明方法】

付け替え容器の使用素材、容器重量などを記載した証明書を提出すること。

(2) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに
関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法
規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場
合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、お
よびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわ
かるもの)

b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)~5)の資料(記録文書の写し
等)

1) 工場が立地している地域に関係する環境法規等の一覧

2) 実施体制(組織図に役割等を記したもの)

3) 記録文書の保管について定めたもの

4) 再発防止策(今後の予防策)

5) 再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

- (3) 容器(ラベル等)に使用する印刷インキについては、印刷インキ工業連合会「印刷インキ
に関する自主規制(NL 規制)」で規制されている物質を処方構成成分として添加しないこ
と。

【証明方法】

NL 規制に適合していることを付属証明書に記載すること。

- (4) 容器に使用する接着剤は、日本接着剤工業会「食品包装材料用接着剤等に関する自主規
制(NL 規制)」で規制されている物質を処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】

NL 規制に適合していることを付属証明書に記載すること。

- (5) 本体容器や包装、取扱説明書、パンフレット等に付け替え使用のための製品が購入可
能であることを記載すること。

【証明方法】

記載内容を報告すると共に、本体容器あるいは包装、取扱説明書、パンフレット等
の該当記載部分の分かる写真、設計書もしくは説明書を提出すること。

- (6) 容器に使用されるプラスチック材料は、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチック
を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

製品に使用されるプラスチック材料について、ポリマー骨格へのハロゲン元素の添
加の有無を付属証明書に記載すること。

- (7) 付け替え容器にプラスチック材料を使用する場合、使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加物は、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度などに従うこと。ただし、食品を内容物としない製品において、ポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物を使用する場合には、その添加剤が ISO 8124-3 などに定める要件を満たすことによい。

【証明方法】

製品に使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加物が、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度などに従っていることの証明書を提出すること。ポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物については、ISO 8124-3 などに定める要件を満たすことの試験結果を提出すること。

- (8) 食品用の付け替え容器に再生プラスチック材料を使用する場合は、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)」(平成 24 年 4 月 27 日 食安発 0427 第 2 号)に基づいて安全性の確保を図っていること。

【証明方法】

厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)」(平成 24 年 4 月 27 日 食安発 0427 第 2 号)に基づいて安全性の確保を図っていることを示す文書を提出すること。

- (9) 食品、化粧品、医療関連などを内容物とする付け替え容器は、「食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)」に定める要件を満たすこと。

【証明方法】

製品が、該当する要件を満たすことの試験結果を提出すること。

- (10) 付け替え容器に外装を使用する場合には、以下 a および b を満たすこと。
- a. 外装は可能な限り簡易であって、リサイクルの容易さに配慮し、異種材料間の接着(ラベル、シール、ラミネート包装材またはコーティング加工などは除く)などが行われていないこと。
 - b. 紙材料を使用する場合には、古紙パルプ配合率が 50%以上であること。なお、古紙パルプを使用できない場合にあっては、森林認証紙を使用していることでもよい。

【証明方法】

該当する要件を満たすことを付属証明書に記載すること。および原料供給証明書または森林認証に関する証明書を添付すること。

- (11) 付け替え容器および外装の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、原料として使用される原木が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令

に照らして合法的な木材であること。

【証明方法】

林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に従って合法性を確認*した材料が、申込者、製紙事業者、もしくは原料事業者により分別管理され、申込製品に供給されていることの証明書を提出すること。あわせて、前記証明書を発行する申込者、製紙事業者もしくは原料事業者は、以下のいずれかの証明書を提出すること。

- ① CoC(Chain of Custody)認証制度により、事業者として認証を受けていることの証明書
- ② 事業者認定（関係団体の定める管理規範に従って、合法性の証明された木材・木材製品の供給に取り組む当該団体の構成員について、その取組が適切である旨の認定等）を受けていることの証明書
- ③ 合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法(合法性を確認した木材のみを扱っている場合はその方法。以下同様。)、証明書の一定期間の保管などを定めた管理規範

なお、上記のうち②③を選択して提出する場合、前記証明書を発行する申込者、製紙事業者、もしくは原料事業者は、②にあつては関係団体の定める管理規範を、③にあつては合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法、証明書の一定期間の保管などに関する管理規範を定め、これをインターネットなどにより公表しなければならない。

* 最低限、当該木材・木材製品の合法性が証明されたものであり、かつ、分別管理されていることを記載した直近の納入先が発行する証明書を、確認していること。

- (12) 付け替え容器とセットで申し込む本体容器については、分類 I. 「プラスチックを使用した多重容器包装」の各項を満たすこと。

【証明方法】

証明方法は、分類 I で規定された方法に従い、証明書類を提出すること。

4-2. 品質に関する基準と証明方法

- (13) 容器の品質については、業界の自主的な規格または自社規格を満たすものであること。

【証明方法】

業界の自主規格または自社規格に関しては、申込者による証明書類を提出すること。

5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対応状況を付属証明書に記載すること。

- (1) 付け替え容器は、可能な限りコンパクト化(容器の形状改良やサイズの変更等)・薄肉化が図られていること。

- (2) 付け替え容器または外装には、再生プラスチックまたは植物由来プラスチックが可能な限り使用されていること。

6. 商品区分、表示など

- (1) 商品の申込は、ブランド名毎、付け替え容器の種類毎(プラスチック製容器包装／紙製容器包装)とする。
- (2) エコマークを容器包装に表示する場合には、付け替え容器または本体容器がエコマーク認定商品であることがわかるように表示し、内容物とエコマークが無関係であることをわかるようにすること。
- (3) 原則として、製品、カタログなどにエコマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。

例)



エコマーク認定
付け替え容器



Eco Mark Certified

(表示方法に関する注記)

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- * 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、次に示すような「エコマーク(英語表記も可)」を含む表現を使用してもよい。
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- * 環境省「環境表示ガイドライン」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)
- * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

2020年11月1日 分類 A-2、I.および J.の追加制定 (Version1.13)、有効期限延長(予定)

2027 年 6 月 30 日 有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。